

炭酸泉マルチ商法ビジネスへの注意喚起

2021/03/08

現在、岩手県内（大槌町や沿岸地域）において当社で製造販売されている「炭酸泉装置」と偽って販売しているもの（又はそれ以外の「炭酸泉装置」を含む）において、マルチ商法ビジネスの勧誘が横行している兆しがあります。注意喚起と蔓延防止に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

マルチ商法においては、商品、勧誘・販売方法についても多岐にわたり複雑化しております。その勧誘においても特定商取引に関する法律第33条で定義される販売形態に沿った連鎖販売取引に抵触しないようにした勧誘・販売形態をとるものが多く、また、自己啓発セミナーのような形態をとっているものまであります。ユーザーとして商品を購入するのは問題ありませんが、顧客紹介制度とその勧誘においては様々な実害も報告されています。違法・合法の明確な線引きができない実態の中、勧誘方法などにおいて会員間及びその関係者などに迷惑、実害が生じる危険性があり、「炭酸泉装置」自体の信用問題にもなりえるマルチ商法ビジネスについては、これらが横行、蔓延することに懸念を示し、当然容認できるものではありません。

現在、勧誘時に使われている主な口上には、「紹介販売すればするだけ実利が得られる。」など、責任意識を安易な損得概念にかける内容が含まれており、到底容認できるものではありません。国民生活センターにおいては、全てのマルチ商法は違法性をはらむものとして注意喚起をしています。マルチ商法の展開者は法律の曲解、網の目を抜けたシステムや説明文言を使い、自らは違法性のあるものとは違うと主張することが常套手段であります。仮に商品説明時点の対応に違法性がなかったとしても、その内容と将来においては違法事業と遜色ない実態が存在したり、最終的に実施した本人を含めて多くの方を不幸にするものが多いからこそ違法性をはらむものとして注意喚起をしていると言えます。マルチ商法ビジネスは知人や友人から持ち込まれます。知人や友人が善意から紹介するケースもあり、判断が難しいものです。しかし、違法行為に加担しない心構えが必要です。また、悪いとは知りながら「儲けて逃げよう」という逃げ得を決め込む人もいます。しかし、逃げ得は許されません。一攫千金の手段はないことを肝に銘じましょう。

重ねながら注意喚起と蔓延防止をお願いすると共に、健全かつ社会にとって有益な活動の実施にご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

株式会社 ジェ・スク
代表取締役社長 瀬川 純市郎